平成 25 年５月 14 日

各位

会 社 名　株　式　会　社　ム　サ　シ
代表者名　代表取締役社長　小 林　厚 一
（JASDAQ・コード番号 7521）
問合せ先　常 務 取 締 役 財 務 部 長　青 坂　修 司
TEL 03－3546－7710

# 自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 14 日開催の取締役会において、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．買付け等の目的

当社は、株主の皆様への利益還元として、経営基盤の強化と新商品の開発や新規事業の開拓など将来の企業価値を高めると同時に将来の事業展開のため内部留保の充実を図り、業績の成果に応じた利益還元に努めることを基本方針としております。当社は、年２回の剰余金の配当（中間配当及び期末配当）を行うことを基本方針としており、平成 25 年３月期においては、１株当たり 30 円の年間配当（中間配当金 10 円、期末配当金 20 円）を実施し、連結配当性向は 29.7％となりました。平成 26 年３月期は、１株当たり 20 円の年間配当（中間配当金 10 円、期末配当金 10 円）を実施する予定であります。

かかる方針の下、平成 24 年 11 月頃、当社の第二位の大株主であるショウリン商事株式会社（以下「ショウリン商事」といい、本日現在の保有株式数（以下「保有株式数」といいます。）：1,197,000 株、発行済株式総数（7,950,000 株）に対する保有株式数の割合：15.06％（以下「保有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入し、以下同様に計算しております。））より、保有する当社普通株式の一部（300,000 株、保有割合：3.77％）について売却する意向がある旨の連絡を受け、当社は、一時的にまとまった当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、さらに当社の財務状況等を総合的に勘案することにより、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。更に、平成 25 年２月頃、当社の筆頭株主である上毛実業株式会社（以下「上毛実業」といい、保有株式数：1,488,500 株、保有割合：18.72％）及び当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏（保有株式数：237,000 株、保有割合：2.98％）より、それぞれが保有する当社普通株式の一部（上毛実業（100,000 株、保有割合：1.26％）、羽鳥雅孝氏（100,000 株、保有割合

：1.26%））について売却する意向がある旨の連絡を受けました（以下、ショウリン商事、上毛実業及び羽鳥雅孝氏を総称して「売却意向株主」（合計 500,000 株、保有割合の合計：6.29%）といいます。）。

なお、ショウリン商事は、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及びその近親者が議決権の 100%を直接保有する会社であり、上毛実業は当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏及びその近親者が議決権の 100%を直接保有する会社であります。

当社は、①自己株式として取得することは、当社の１株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がるだけでなく、当社の安定的な株主構成の維持にも繋がるものであること、②自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性及び株式市場における当社普通株式の取引状況等の観点から検討し、公開買付けの手法が適切であり、③本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「買付価格」といいます。）の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であり、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。

また、本公開買付けの決済資金としては全額を自己資金で充当する予定としておりますが、買付資金（681,600 千円）に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。このような状況を踏まえて、本公開買付けにおける当社普通株式の取得資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

上記を受け、当社は、平成 25 年４月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として７%ディスカウントした価格で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、それぞれが保有する株式の一部（合計 500,000 株）について応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、最終的に平成 25 年５月 14 日開催の当社取締役会において、会社法第 165 条第３項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第１項及び当社定款の規定に基づき、売却意向株主以外の株主にも応募の機会を提供するため 600,100 株（発行済株式総数に対する割合 7.55%）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数は 600,000 株（発行済株式総数に対する割合 7.55%）と決定しております。

なお、ショウリン商事は、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及びその近親者が議決権の 100%を直接保有する会社であり、上毛実業は当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏及びその近親者が議決権の 100%を直接保有する会社であるため、利益相反を回避し取引の公正を期する観点から、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及び代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏は本公開買付けの実施に関する当社取締役会における審議及び決議には参加しておりません。

また、本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針につきましては、現時点では未定であります。

２．自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

| 種　類 | 総　数 | 取得価額の総額 |
|---|---|---|
| 普通株式 | 600,100 株（上限） | 681,713,600 円（上限） |

（注1）発行済株式総数　　7,950,000 株

（注2）発行済株式総数に対する割合 7.55%（小数点以下第三位を四捨五入）

（注3）取得する期間　平成 25 年５月 15 日(水曜日)から平成 25 年６月 28 日(金曜日)まで

(2)　当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

３．買付け等の概要

(1)　日程等

| | |
|---|---|
| ① 取 締 役 会 決 議 | 平成 25 年５月 14 日（火曜日） |
| ② 公開買付開始公告日 | 平成 25 年５月 15 日（水曜日）<br>電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。<br>電子公告アドレス（http://info.edinet-fsa.go.jp/） |
| ③ 公開買付届出書提出日 | 平成 25 年５月 15 日（水曜日） |
| ④ 買 付 け 等 の 期 間 | 平成 25 年５月 15 日（水曜日）から<br>平成 25 年６月 11 日（火曜日）まで（20 営業日） |

(2)　買付け等の価格　　普通株式１株につき、金 1,136 円

(3)　買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）（以下「ＪＡＳＤＡＱ」といいます。）における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 25 年５月 14 日の前営業日（同年５月 13 日）の当社普通株式の終値 1,320 円、同年５月 13 日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,221 円（小数点以下を四捨五入）、及び同年５月 13 日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,146 円（小数点以下を四捨五入）を参考にいたしました。

また、買付価格の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であるとの結論に達しました。ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。

上記を受け、当社は、平成 25 年４月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として７％

ディスカウントした価格で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、それぞれが保有する株式の一部（合計 500,000 株）について応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び判断を経て、平成 25 年５月 14 日開催の当社取締役会において、買付価格は、平成 25 年５月 13 日までの過去１ヶ月間のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の終値の単純平均値 1,221 円（小数点以下四捨五入）に対して７％のディスカウント率を適用した 1,136 円（小数点以下四捨五入）とすることを決定いたしました。

なお、買付価格である 1,136 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成 25 年５月 14 日の前営業日（同年５月 13 日）の当社普通株式の終値 1,320 円から 13.94％（小数点以下第三位を四捨五入。ディスカウントの値の算出において以下同様に計算しております。）、同年５月 13 日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,221 円（小数点以下を四捨五入）から 6.96％、同年５月 13 日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,146 円（小数点以下を四捨五入）から 0.87％を、それぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、株主の皆様への利益還元として、経営基盤の強化と新商品の開発や新規事業の開拓など将来の企業価値を高めると同時に将来の事業展開のため内部留保の充実を図り、業績の成果に応じた利益還元に努めることを基本方針としております。当社は、年２回の剰余金の配当（中間配当及び期末配当）を行うことを基本方針としており、平成 25 年３月期においては、１株当たり 30 円の年間配当（中間配当金 10 円、期末配当金 20 円）を実施し、連結配当性向は 29.7％となりました。平成 26 年３月期は、１株当たり 20 円の年間配当（中間配当金 10 円、期末配当金 10 円）を実施する予定であります。

かかる方針の下、平成 24 年 11 月頃、ショウリン商事（保有株式数：1,197,000 株、保有割合：15.06％）より、保有する当社普通株式の一部（300,000 株、保有割合：3.77％）について売却する意向がある旨の連絡を受け、当社は、一時的にまとまった当社普通株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、さらに当社の財務状況等を総合的に勘案することにより、当該株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。更に、平成 25 年２月頃、上毛実業（保有株式数：1,488,500 株、保有割合：18.72％）及び羽鳥雅孝氏（保有株式数：237,000 株、保有割合：2.98％）より、それぞれが保有する当社普通株式の一部（上毛実業（100,000 株、保有割合：1.26％）、羽鳥雅孝氏（100,000 株、保有割合：1.26％））について売却する意向がある旨の連絡を受けました（合計 500,000 株、保有割合の合計：6.29％）。

なお、ショウリン商事は、当社の代表取締役社長である小林厚一氏及びその近親者が議決権の 100％を直接保有する会社であり、上毛実業は当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏及びその近親者が議決権の 100％を直接保有する会社であります。

当社は、①自己株式として取得することは、当社の１株当たり当期純利益（EPS）及び自己資本当期純利益率（ROE）などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がるだけでなく、当社の安定的な株主構成の維持にも繋がるものであること、②自己株式の具体的な取得

方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性及び株式市場における当社普通株式の取引状況等の観点から検討し、公開買付けの手法が適切であり、③買付価格の決定に際して、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重し、資産の社外流出を極力抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントで買い付けることが妥当であり、ディスカウント率については、過去の自己株式の公開買付けにおける事例を踏まえて検討することといたしました。

また、本公開買付けの決済資金としては全額を自己資金で充当する予定としておりますが、買付資金（681,600 千円）に充当した後も、当社の手元流動性は十分に確保でき、さらに事業から生み出されるキャッシュ・フローも一定程度蓄積されると見込まれるため、当社の財務健全性及び安全性は今後も維持できるものと考えております。このような状況を踏まえて、本公開買付けにおける当社普通株式の取得資金については、その全額を自己資金により充当する予定です。

上記を受け、当社は、平成 25 年４月下旬に、売却意向株主に対して、市場価格を基礎として７％ディスカウントした価格で当社が本公開買付けを実施した場合における売却意向株主の応募の可否を打診したところ、それぞれが保有する株式の一部（合計 500,000 株）について応募する旨の回答を得ました。

以上の検討及び判断を経て、当社は、最終的に平成25年５月14日開催の当社取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条第１項及び当社定款の規定に基づき、売却意向株主以外の株主にも応募の機会を提供するため600,100株（発行済株式総数に対する割合 7.55％）を上限として自己株式の取得を行うこと、並びにその具体的な取得方法として、本公開買付けを行うことを決議いたしました。なお、本公開買付けにおける買付予定数は600,000株（発行済株式総数に対する割合7.55％）と決定しております。また、買付価格は、平成25 年５月 13 日までの過去１ヶ月間のＪＡＳＤＡＱにおける当社普通株式の終値の単純平均値1,221円（小数点以下四捨五入）に対して７％のディスカウント率を適用した1,136円（小数点以下四捨五入）とすることを決定いたしました。

なお、買付価格である1,136円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成25年５月14日の前営業日（同年５月13日）の当社普通株式の終値1,320円から13.94％、同年５月13日までの過去１ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,221円（小数点以下を四捨五入）から6.96％、同年５月13日までの過去３ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値1,146円（小数点以下を四捨五入）から0.87％を、それぞれディスカウントした金額となります。

(4) 買付予定の株券等の数

| 株式の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|---|---|---|---|
| 普通株式 | 600,000 株 | ― | 600,000 株 |

（注1）応募株券等の数の合計が買付予定数（600,000 株）を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数（600,000 株）を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の２第２項において準用する法第 27 条の 13 第５項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成６年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。）第 21 条に規定するあん

分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元（100 株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続きに従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）発行済株式総数に対する割合 7.55%　（小数点以下第三位を四捨五入）

(5) 買付け等に要する資金　　704 百万円

（注）買付代金(681,600 千円)、買付手数料、その他本公開買付けに関する新聞公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費等の諸費用についての見積額の合計です。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

② 決済の開始日　　平成 25 年７月４日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行い、買付代金からみなし配当に係る源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（注） 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

(※)税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

① 買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を超過する部分（以下「みなし配当の額」といいます。）については、みなし配当課税の対象となり、当社の１株当たりの資本金等の額と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

みなし配当課税については、個人株主が租税特別措置法施行令第４条の６の２第12項に規定する大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147%を乗じた金額が所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。）

として源泉徴収され、３％を乗じた金額が住民税として特別徴収されます(ただし、国内に恒久的施設を有する非居住者にあっては、住民税は特別徴収されません。)。一方で、個人株主が大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42％を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます（住民税は特別徴収されません。）。

国内に恒久的施設を有しない非居住者が大口株主等に該当しない場合は、みなし配当の額に7.147％を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として、大口株主等に該当する場合は、みなし配当の額に20.42％を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

② 買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額以下の場合

応募株主等が日本の居住者である個人株主の方の場合、買付価格と取得費等との差額については、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の対象となります。

（ロ）法人株主の場合

買付価格が当社の１株当たりの資本金等の額を上回る場合、みなし配当の額に7.147％を乗じた金額が所得税及び復興特別所得税として源泉徴収されます。

（ハ）外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、当該みなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることができる株主で、かつ、それを希望する株主は、公開買付期間の末日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに決済の開始日の前営業日までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当

該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

② 当社は、筆頭株主である上毛実業（保有株式数：1,488,500 株、保有割合：18.72%、第二位の大株主であるショウリン商事（保有株式数：1,197,000 株、保有割合：15.06%）及び当社の代表取締役副社長である羽鳥雅孝氏（保有株式数：237,000 株、保有割合：2.98%）より、それぞれが保有する当社普通株式の一部（合計 500,000 株（上毛実業 100,000 株、ショウリン商事 300,000 株及び羽鳥雅孝氏 100,000 株）、保有割合の合計：6.29%）について、本公開買付けに応募する旨の回答を得ております。

③ 当社は、平成25年５月14日付で「平成25年３月期　決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当社の連結経営成績及び連結業績予想の概要は、以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。詳細につきましては、平成25年５月14日付「平成25年３月期　決算短信〔日本基準〕（連結）」をご参照下さい。

平成25年３月期 決算短信〔日本基準〕（連結）の概要

（平成24年４月１日～平成25年３月31日）

（イ）損益の状況

（単位：百万円）

| 決算年月 | 平成25年３月期（第92期） |
|---|---|
| 売上高 | 37,856 |
| 売上原価 | 29,736 |
| 販売費及び一般管理費 | 6,516 |
| 営業外収益 | 267 |
| 営業外費用 | 72 |
| 当期純利益 | 801 |

（ロ）１株当たりの状況

（単位：円）

| 決算年月 | 平成25年３月期（第92期） |
|---|---|
| １株当たり当期純利益 | 100.94 |
| １株当たり配当額 | 30.00 |
| １株当たり純資産額 | 3,089.88 |

（ハ）平成26年３月期の連結業績予想（平成25年４月１日から平成26年３月31日）

（単位：百万円）

| 決算年月 | 第２四半期 | 通期 |
|---|---|---|
| 売上高 | 18,664 | 38,980 |
| 営業利益 | 1,045 | 1,560 |

| | | |
|---|---|---|
| 経常利益 | 1,083 | 1,633 |
| 当期純利益 | 670 | 1,000 |
| １株当たり当期純利益 | 87円66銭 | 133円45銭 |

④ 配当予想の修正

当社は、平成 25 年５月 14 日付で「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」を公表しております。当社は、平成 25 年５月 14 日開催の取締役会において、平成 25 年３月期の期末の１株当たりの配当を前回予想から 10 円増配の 20 円 00 銭とし、この結果、１株当たりの年間配当金を 10 円増配の 30 円 00 銭とすることを決議しました。詳細につきましては、平成 25 年５月 14 日付「剰余金の配当（増配）に関するお知らせ」をご参照下さい。

（ご参考） 平成 25 年４月 30 日現在の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く） 7,943,602 株

自己株式数 6,398 株

以 上